

燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金交付要綱

(制定) 平成27年11月19日付27都環公総地第1136号

(改正) 平成28年 5月17日付28都環公総地第 324号

(改正) 平成29年 6月20日付29都環公総地第 569号

(改正) 平成30年11月13日付30都環公地温第1341号

(改正) 令和元年11月20日付31都環公地温第1396号

(改正) 令和2年10月14日付2都環公地温第1289号

(目的)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業実施要綱（平成27年3月25日付26環エ計第408号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業における助成金のうち、実施要綱第5条第1項第二号に定める水素供給設備の運営に要する経費に関する助成金（以下「本助成金」という。）の交付に必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりである。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に規定するものであって、経済産業省が実施する「燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業」（以下「国活動費補助事業」という。）による補助金（以下「国活動費補助金」という。）の交付決定を受けた水素供給設備を継続して運営するものとする。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第4条第1項第1号アからオまでに掲げる場合に該当するものは、中小事業者から除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成対象者としなない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象経費)

第4条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第5条第1項第二号に規定する経費として別表1に掲げるものであって、公社が必要かつ適切と認められたものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、手形により支払われた経費は助成対象経費としない。
- 3 助成対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合にあっては、利益等を排除した経費を助成対象経費とするものとする。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合においてはこの限りではない。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、国活動費補助金の交付決定日と水素供給設備の運営開始日のいずれか遅い日から申請年度の2月末日までとする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第7条第1項第二号に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本助成金の交付額は、実施要綱第7条第2項に規定する額を上限とする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付申請をしようとする助成対象者は、国活動費補助金の交付決定通知を受けた後に、速やかに公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、その他別表2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
 - 一 複数の水素供給設備に関し申請をする場合にあっては、1の設備（移動式の水素供給設備にあっては1台の車両）ごとに行うこと。
 - 二 助成対象期間において実施する水素供給設備の運営に要する経費であること。
- 3 第1項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了する。
- 4 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

(本助成金の交付決定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容

についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前条第1項の規定による申請をした助成対象者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 公社が第16条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 二 公社が第17条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第18条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 三 公社が助成事業（助成対象経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 四 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前三号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて当該号を適用する。

（申請の撤回）

第10条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の規定による本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の交付申請撤回届出書（第5号様式）の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

（助成事業の内容変更に伴う申請等）

第11条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更（ただし、事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く）しようとするとき。
- 二 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- 三 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 前項第一号に規定する内容の変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 水素供給設備の仕様又は能力
 - 二 水素供給設備を設置する事業所の住所
 - 三 移動式の水素供給設備の運営場所及び場所数
 - 四 運営開始日の大幅な変更
 - 五 その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容
- 3 公社は、第1項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
- 4 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 5 公社は、第3項の承認をしたときは、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書（第7号様式）により、当該被交付者に通知するものとする。
- 6 公社は、第3項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 7 被交付者は、被交付者の住所、名称、代表者氏名及び登録印の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 被交付者は、国活動費補助金において交付すべき額が確定し、その旨の通知を受けた日から起算して30日以内に、実績報告書（第9号様式）その他別表3に掲げる書類により助成事業の実績について公社に報告しなければならない。

（助成金額の確定）

第13条 公社は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告の内容についての書類審査及び現地調査等により、その内容が第8条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、速やかに被交付者に対して額の確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第14条 被交付者は、前条の額の確定通知書を受けた後、公社に請求書（第11号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合は、本助成金の交付を行うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第15条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合にあってはこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第17条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、返還報告書（第12号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第19条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第18条 公社は、第16条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなけれ

ばならない。

- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第19条 公社は、被交付者に対し、第17条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還を請求した金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第20条 公社は、被交付者に対し本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第21条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第13条第1項の規定により公社が本助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第22条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、及び物件の調査に応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第23条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者（以下本条において同じ。）に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第24条 次の各号に掲げる本事業に係る手続き及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条第1項の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第8条第2項の規定に基づく本助成金の交付又は不交付の決定の通知
- 三 第10条第1項の規定に基づく申請の撤回
- 四 第11条第1項の規定に基づく助成事業の内容変更に伴う申請、同条第5項の規定に基づく助成事業の内容変更に伴う承認の通知及び同条第7項の規定に基づく被交付者の住所等の変更に伴う届出
- 五 第12条の規定に基づく実績の報告
- 六 第13条の規定に基づく助成金の額の確定の通知
- 七 第14条第1項の規定に基づく本助成金の交付の請求
- 八 第16条第3項の規定に基づく交付決定の取消しの通知
- 九 第17条第1項の規定に基づく返還の請求及び同条第3項の規定に基づく返還の報告
- 十 第18条第1項の規定に基づく違約加算金の請求
- 十一 第19条第1項の規定に基づく延滞金の請求

(その他必要な事項)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成27年11月19日付27都環公総地第1136号）

この要綱は、平成27年11月19日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則（平成28年5月17日付28都環公総地第324号）

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則（平成29年6月20日付29都環公総地第569号）

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則（平成30年11月13日付30都環公地温第1341号）

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。

附 則（令和元年11月20日付31都環公地温第1396号）

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

附 則（令和2年10月14日付2都環公地温第1289号）

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表1 (第4条関係)

助成対象経費の範囲

内訳		定義
新規需要創出活動費	人件費	新規需要創出活動に直接従事する者の作業時間に対する人件費
	修繕費	新規需要創出活動に供されている固定資産の修理、通常の維持管理に係る経費。設備補修費、定期点検費、性能評価費、パソコン保守料など保守契約料、建物などの維持管理のための保守料 等 ※なお、設備ごとに初期トラブルに伴う費用とその他の違いを把握できるように記載すること。
	警備費	水素供給設備の警備業務に係る経費
	水道光熱費	電気料及び水道料
	通信費	固定電話料、インターネット回線使用料、郵送料、宅配便料等
	備品費	新規需要創出活動に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもので、固定資産に計上されないもの）の購入・製造に必要な経費。工具、器具、事務用備品費等
	消耗品費	新規需要創出活動に必要な物品であって、備品費に属さないものの購入に必要な経費。事務用品費、消耗部品費、不活性ガス費等
	賃借料	POSシステム、パソコン/ソフト、事務機器/什器等の賃借及びリース料
	印刷費	新規需要創出活動で使用する広報用資料等の印刷に係る経費。パンフレット、リーフレット等
	業務委託費	新規需要創出活動に係る業務委託の経費
	外注費	水素供給設備への原料水素の輸送費等
	保険料	火災保険その他の損害保険料
	その他	新規需要創出活動に必要であって、上述のいずれの区分にも属さない経費。原則として、当該事業のために使用されることが特定及び確認できるもの
管理費	一般管理費	「公共建築工事積算基準」に準じた一般管理費（利益排除後の助成対象経費に10.27%を乗じた金額）
	諸経費	その他必要な経費

注1 「新規需要創出活動」とは、水素供給設備の運営を通じて行う燃料電池自動車の需要を喚起するための活動をいう。

注2 経済産業省が実施する水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する事業（以下「国補助事業」という。）に係る補助金の交付決定を受けて整備された集中製造設備を用いた新規需要創出活動に係る費用は、供給先の水素供給設備に水素を供給するための費用に限り、当該供給先の水素供給設備の費用に計上できる。複数の供給先水素供給設備に供給する場合、供給水素量など合理的な根拠を示して按分して計上する。

注3 移動式の水素供給設備の助成対象経費は、東京都内（以下「都内」という。）での運営に係る経費として明らかなものに限る。

別表2（第7条関係）

申請書添付書類

書類名	備考
国活動費補助金の申請書	国活動費補助事業の交付規程（以下「国規程」という。）第6条第1項に基づく一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」と言う。）への申請に係る以下の書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書及び付表1 ・ 新規需要創出活動計画書
国活動費補助金の交付決定通知書	国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し
申請者の証明書類 （書面提出の場合に限る。）	申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合（連名で申請をする場合を含む。） ①登記簿謄本（写し）又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。） ②財務諸表（直近1か年分） ③印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。） 申請者が個人事業者の場合（連名で申請をする場合を含む。） ①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し ②確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）の写し ③印鑑証明書（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可。）
都内での運営に係る経費であることが確認できる書類（都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合に限る。）	移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの
中小事業者であることが確認できる書類 （中小事業者が書面提出する場合に限る。）	従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部証明書又は財務諸表で中小企業であることが確認できる場合は不要。）
その他公社が定めるもの	

別表 3 (第 1 2 条関係)

実績報告書添付書類

書類名	備 考
国活動費補助金の実績報告書	<p>国規程第 14 条第 1 項に基づくセンターへの実績報告に係る以下の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 (様式第 8) ・ 実績報告書記入用計算シート (様式 8 添 3) ・ 補助対象経費明細書 (最終確定) (様式細 4 - 2 別添) ・ 利益排除後の補助対象経費の計算シート (様式 8 添付 1-1) ・ 報告書様式 H-2 ・ 報告書様式 H-3 ・ 報告書様式 H-6 ・ 活動報告
国活動費補助金の確定通知書	<p>国規程第 15 条第 1 項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書 (様式第 10) の写し</p>
<p>申請者の証明書類 ※交付申請時から変更がない場合、添付不要 (書面提出の場合に限る。)</p>	<p>申請者が法人 (地方公共団体が出資する法人を含む。) の場合 (連名で申請をする場合を含む。)</p> <p>①登記簿謄本 (写し) 又は現在事項 (又は履歴事項) 全部証明書 (発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可。)</p> <p>②印鑑証明書 (発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可。)</p> <p>申請者が個人事業者の場合 (連名で申請をする場合を含む。)</p> <p>①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し</p> <p>②印鑑証明書 (発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可。)</p>
その他会社が定めるもの	